

大阪府総務部契約局測量・建設コンサルタント等業務検査の基準

(目的)

第1条 この基準は、大阪府総務部契約局測量・建設コンサルタント等業務検査要領第9条の規定に基づき、検査員が検査を行うに当たって必要な基準を定め、もって検査の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、契約図書に基づき業務の実施状況、成果品、品質について行うものとする。

(業務実施状況の検査)

第3条 業務実施状況の検査は、契約図書の履行状況に関する各種の記録と契約図書とを対比し、別表第1 (1) 及び (2) に基づき行うものとする。

(成果品の検査)

第4条 成果品の検査は、成果品の内容と設計図書を対比し、別表第2 (1) ~ (3) に基づき行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質に関する各種の記録を確認するとともに、成果品の図面、報告書と設計図書を対比し、別表第3 (1) ~ (4) に基づき行うものとする。

附 則 (施行期日)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年7月1日から施行する。

別表第1 (1) 及び(2) 業務実施状況の検査基準

別表第2 (1)~(3) 成果品の検査基準

別表第3 (1)~(4) 品質の検査基準

別表第1(1)(第3条関係)

業務実施状況検査基準

■土木設計・土木系設備設計、測量・地質・調査・計画・工事監督支援業務等

項目	関係書類	検査内容
契約書の履行状況	業務工程表、委任(下請負)承諾申請書等、管理技術者等通知書、契約変更に関する書類、協議書(打合せ記録簿)、その他契約書に基づき提出された書類	各書類の有無を確認 各書類の提出時期、内容を実際の業務実施状況を踏まえて確認
共通仕様書の履行状況	業務計画書、担当技術者届出、業務完了報告書等、その他共通仕様書に基づき提出された書類	各書類の有無を確認 各書類の提出時期、内容を実際の業務実施状況を踏まえて確認
特記仕様書等の履行状況	特記仕様書等に基づき提出された書類	各書類の有無を確認 各書類の提出時期、内容を実際の業務実施状況を踏まえて確認

別表第1(2)(第3条関係)

業務実施状況検査基準

■建築設計・建築系設備設計、工事監理

項目	関係書類	検査内容
契約関係書類等	業務工程表、技術者届、業務計画書	・提出書類に不足、内容に不備がないか。
履行状況	実施工程表、実施体制、打合せ記録、業務報告書、検討資料	・速やかに着手され成果物の品質に影響を及ぼす工程でなかったか。 ・業務実施体制は業務計画書により履行されているか。 ・打ち合わせ記録は、履行期間全般の内容で実態的確に反映しているか。 ・必要な関係機関等との調整がなされているか。 ・契約図書における検討項目や業務目的に必要な検討項目が不足なく設定されているか。 ・検討内容が業務目的を満足する内容か。

別表第2(1)(第4条関係)

成果品検査基準

■土木設計・土木系設備設計、測量・地質・調査・計画・工事監督支援業務等

項目	関係書類	検査内容
成果品	成果品及び設計図書 (仕様書、図面等)、契約変更に関する書類、協議書(打合せ記録簿)等	成果品中に仕様書等に定められたとりまとめ結果があることを確認

別表第2(2)(第4条関係)

成果品検査基準

■建築設計・建築系設備設計

項目	関係書類	検査内容
成果物	契約図書、成果物	・提出成果物の項目、数量の確認
その他※ 専門技術力 コミュニケーション 力	その他資料	・論理的な説明 ・指示に対する対応 ・質問に対する的確な回答 ・新技術(工法、材料等)への対応 ・仕様書、技術基準、関係法令等の理解度

※その他は検査時に受託者からプレゼンテーションを受ける場合にその専門技術力、コミュニケーション力を評価すること。

別表第2(3)(第4条関係)

成果品検査基準

■工事監理

項目	関係書類	検査内容
成果物	契約図書、成果物	・提出成果物の項目、数量の確認

別表第3(1)(第5条関係)

品質検査基準

■土木設計・土木系設備設計

項目	関係書類	検査内容
設計図書に示された 設計条件、業務中の 指示等	成果品及び設計図書 (仕様書、図面等)、契 約変更に関する書類、 協議書(打合せ記録簿) 等	構造物の諸元の数値及び機能が設計条件等 を満たしていることを確認 構造物の形式及び機能が設計条件等を満た していることを確認 構造物の諸元や形式以外が設計条件等に基 づいて検討が行われたこと確認
照査	照査報告書	照査報告書に照査技術者の押印があること を確認 管理技術者が照査結果を確認していること を確認
貸与品の使用の状況	貸与品	ヒアリングにより、貸与品に基づいて業務を 実施したことを確認

別表第3(2)(第5条関係)

品質検査基準

■建築設計、建築系設備設計

項目	関係書類	検査内容
成果物、その他	設計図、構造計算書、各 種計算書、積算資料、打 合せ記録等	<ul style="list-style-type: none">・仕様書等で定められた設計図等が提出され満足 できる内容か。・設計基準等に準拠し設計されているか。・関係法令等を遵守しているか。・設計対象地域や施設の状況、制約条件や問題点を 把握した内容となっているか。・照査又は確認された成果物か。・設計図等の記載内容にミスがないか。・コストを配慮した内容か。・検討資料等が整理されているか。・発注者や関係機関との協議や指示事項が適切に まとめられ設計図等に反映しているか。・関係官公署等との打ち合せ記録が整理されて いるか。・数量等は適切か。

別表第3(3)(第5条関係)

品質検査基準

■測量・地質・調査・計画、工事監督支援業務等

項目	関係書類	検査内容
成果品、その他	成果品及び設計図書(仕様書、図面等)、業務計画書等	業務計画書等に基づき照査・確認された成果品であることを確認 各種の基準等に基づいて行われた業務であることを確認

別表第3(4)(第5条関係)

品質検査基準

■工事監理

項目	関係書類	検査内容
監理(業務)報告書、その他	監理(業務)報告書、現場出勤記録、打合わせ記録	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書、施工図、使用機材の事前確認が適切に行なわれているか。 ・工事の段階確認が適切に行なわれているか。 ・請負者や発注者との協議や指示事項が適切にまとめられているか。 ・関係法令等を遵守しているか。 ・関係官公署等への手続きは適切に処理されているか。 ・契約条件を満足する出勤状況か。